

答弁書第二七号

内閣参質一七四第二七号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長江田五月殿

参議院議員山本香苗君提出家族性大腸ポリポーシスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本香苗君提出家族性大腸ポリポーラスに関する質問に対する答弁書

一及び二について

家族性大腸ポリポーラスを含め、個々の疾患を御指摘の事業の対象とすることについては、現在、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、これらの事業も含め、今後の難病対策の在り方を検討しているところであり、その結果を踏まえ検討してまいりたい。

三について

家族性大腸ポリポーラスについては、厚生労働科学研究費補助金により、安全性の高い有効ながん化予防方法の確立に関する研究等を推進しているところである。

また、家族性大腸ポリポーラスの患者が満十八歳までにがんを併発した場合については、小児慢性特定疾患治療研究事業において、医療費の自己負担分について補助を行い、医療費の負担軽減を図つているところである。

さらに、公的医療保険制度上、再度にわたる手術等により患者の負担が過重とならないよう、高額療養費制度を設けているところである。

